	プラスチック製容器	1 ℓ	2.5 ℓ	60 ℓ	220 ℓ	1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N	220 ℓ	1N1，1N2，3B1，3B2，3H1，3H2，3A1，3A2，複合容器，シリンダー
	金属製容器	2.5 ℓ	5 ℓ					

㈱　内装容器は、輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、硬質の漏洩しない容器に入れた後、外装容器に収納すること。

「Y680」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	総質量	外装容器
1888	3	ガラス製又は陶製容器	0.1 ℓ	2 ℓ	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.1 ℓ			
		金属製容器	0.1 ℓ			

㈱1）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

2）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

3）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「681」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器				単一容器及び複合容器	
	内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	外装容器	包装物当たりの許容容量	容器の種類
3361 3362	ガラス製又は陶製容器	1 ℓ	30 ℓ	1A1，1A2，1D，1G，1H1，1H2，4A，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2	30 ℓ	1A1，3A1，6HA1，鋼製シリンダー
	鋼製容器	5 ℓ				

㈱　金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

⑺　腐食性物質

「Y840」及び「Y841」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容容量	包装物当たりの許容容量	総質量	外装容器
Y840	2	ガラス製又は陶製容器	0.1 ℓ	0.5 ℓ	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.1 ℓ			
		金属製容器	0.1 ℓ			
Y841	3	ガラス製又は陶製容器	0.5 ℓ	1 ℓ		
		プラスチック製容器	0.5 ℓ			
		金属製容器	0.5 ℓ			

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

2）内装容器のガラス製又は陶製容器の使用は、フッ化水素酸が存在しない場合に限ること。

3）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。

4）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。

5）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、他の金属、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

6）等級が2の輸送許容物件であって、ガラス製の内装容器を使用する場合は、当該輸送許容物件の全てを吸収できる十分な量の吸収材とともに詰め、当該輸送許容物件と相互に反応しない硬質な中間容器に入れた後、外装容器に収納すること。

「Y843」、「Y844」及び「Y845」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
Y843	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1kg	30kg	ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			
Y844	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	5kg		
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			